

記者発表資料

「検査書類限定型工事」による令和3年度検査の実施状況 アンケート調査結果の公表について

～工事の検査書類削減を行い、生産性向上による働き方改革を推進～

関東地方整備局では、令和3年度より工事の完成検査等を対象に資料検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図るため、検査書類について従来約40書類でしたが10書類に限定した「検査書類限定型工事」にて検査を実施しています。

令和3年度に「検査書類限定型工事」にて検査を実施した工事を対象に、受注者、発注者（監督職員、技術検査官）に実施したアンケート調査結果をまとめましたのでお知らせします。

「検査書類限定型工事」にて検査を実施した受発注者のアンケート結果で、従来の書面検査と比較して問題なく確認できており、また、検査に向けた準備の軽減、検査時間の短縮の効果が大きいことが確認されました。

今年度も「検査書類限定型工事」を全ての工事にて実施し、受発注者双方の生産性向上による働き方改革を推進していきます。

■令和3年度に「検査書類限定型工事」にて検査を実施した受発注者アンケート結果のポイント

■受注者(現場代理人又は監理技術者)

- ・86.6%が検査に向けた作業が軽減したと回答。
- ・従来の書面検査と比較して、87.2%が検査時間が短くなったと回答。

■監督職員

- ・67.2%が検査に向けた確認作業が軽減したと回答。
- ・従来の書面検査と比較して、90.2%が検査時間が短くなったと回答。

■技術検査官

- ・従来の書面検査と比較して、83.6%が検査時間が短くなったと回答。
- ・従来の書面検査と比較して、94.7%が施工管理、出来形、品質は問題なく確認できたと回答。

記者発表クラブ

竹芝記者クラブ、埼玉県政記者クラブ、神奈川建設記者会

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 電話 048-601-3151(代表)

企画部 技術管理課長 後閑 浩幸 (内線:3311)

企画部 技術管理課 課長補佐 木嶋 真二郎 (内線:3315)

「検査書類限定型工事」の実施状況に係る受発注者へのアンケート調査結果

1. アンケート調査方法

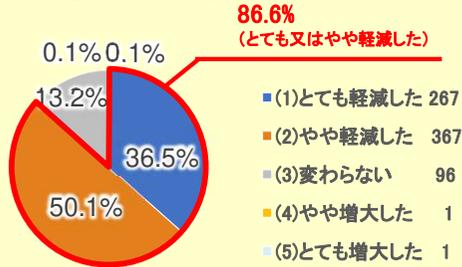
- ・対象工事 : 令和3年度に検査書類限定型工事にて検査を実施した工事
- ・対象者 : 受注者(現場代理人又は監理技術者)、発注者の監督職員、技術検査官
- ・アンケート方法 : 令和4年5月25日～6月13日の期間にWEB方式にて実施

2. アンケート結果

受注者(現場代理人又は監理技術者)

回答数732工事

【「検査書類限定型工事」の検査に向けた準備作業は軽減しましたか。】



【従来の書面検査と比較して検査時間はどうでしたか。】



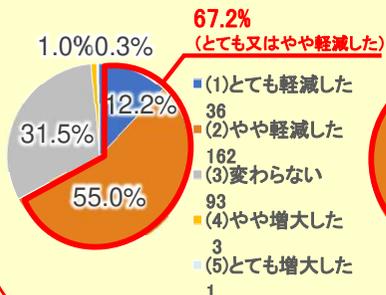
■主な意見

- ・ 検査書類が10種類に限定されているため、検査に向けた準備が大幅に削減された。
- ・ 以前は、検査前は現場監督と平行して検査のための資料整理が必要でどうしても残業が生じていたが、現在はASP(情報共有システム)にある電子データを検査時に見せれば良いので効率的になっている。
- ・ 資料検査項目が限定され検査が効率的になり短くなった。
- ・ 土木工事電子書類スリム化ガイドとあわせて書類削減され良い取り組みである。
- ・ 地方公共団体にもぜひ広めてほしい。

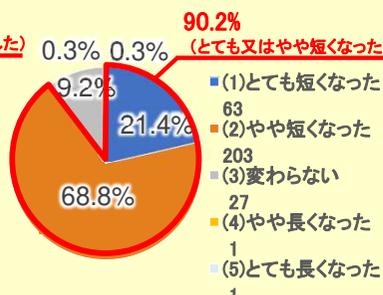
監督職員

回答数295工事

【「検査書類限定型工事」の検査に向けた確認作業は軽減しましたか。】



【従来の書面検査と比較して検査時間はどうでしたか。】



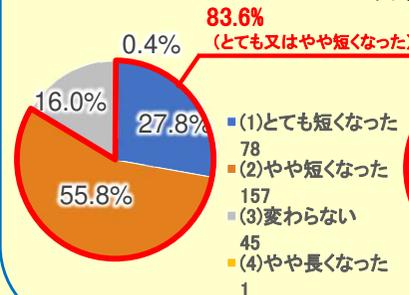
■主な意見

- ・ 受注者の検査に向けた作業は軽減したと感じる。
- ・ 工事検査書類が限定されたため出張所での施工プロセスチェックの正確性が求められると感じる。

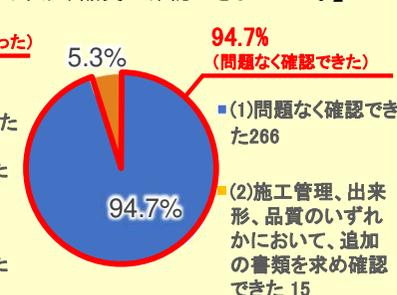
技術検査官

回答数281工事

【従来の書面検査と比較して検査時間はどうでしたか。】



【従来の書面検査と比較して、施工管理、出来形、品質は確認できましたか。】



■主な意見

- ・ 検査官としても資料検査に係る時間が短縮されるため、実地検査を重点的に行う事が出来た。
- ・ 発注者・受注者の両方にメリットのある取り組みだと思う。

工事書類の簡素化に向けた『検査書類限定型工事』について

【目的】

「検査書類限定型工事」は、検査時※を対象に、資料検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図るもの。

※完成検査、既済部分検査、完済部分検査、中間検査を対象

検査書類限定型のイメージ

通常検査

検査書類

約40書類

検査書類限定型

検査書類

10書類に限定

上記の書類以外は、
監督職員による施工
プロセスのチェック
リストにより確認

【対象工事】

全ての工事（港湾、空港、官庁営繕工事を除く）について、受発注者協議のうえ実施。

※以下の工事については対象外

- ・「低入札価格調査対象工事」又は「監督体制強化工事」
- ・施工中、監督職員により文書等による改善指示等が発出された工事

【必要書類】

技術検査官は、技術検査時に下記の10書類に限定して資料検査を実施。

①施工計画書	⑥品質規格証明書
②施工体制台帳 (下請引取検査書類を含む)	⑦出来形管理図表
③工事打合せ簿(協議)	⑧品質管理図表
④工事打合せ簿(承諾)	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿(提出)	⑩工事写真